高田教区宗祖親鸞聖人750回御遠忌
御遠忌通信
第 10 号

発行日　2015年4月15日
責任者　森田　成美
編　集　御遠忌広報実行委員会
連絡先　真宗大谷派高田教務所
上越市寺町2-24-4
TEL: 025-524-3913
FAX: 025-524-2645

御遠忌テーマ　**私はどこで生きているのか　～たずねよう真宗の教えに～**

高田別院大門御修復によせて

教区御遠忌推進委員会委員長　北條　賴宗

高田教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌を２０１８年にお迎えするにあたり、その記念事業である、高田別院大門御修復工事がこのたびいよいよ始まります。

振り返りますと、２００９年12月の高田別院責任役員・常議員会において、大門について「長年風雪に耐えてきた大門ではあるが、近年瓦の損壊や彫り物などの傷みが著しく、安全性の面からも、とてもこのままにしてはおけない。」と、話題にされたことが最初であったかと思います。その後、伝統的日本建築に詳しい方の助言なしには、議論することが難しいということで、当時本山両堂等御修復委員会主任技術専門員であった故伊原恵司先生のお力をお借りし、調査（仮調査）いただき、それを基に学習、議論を重ね、２０１１年の御遠忌推進委員会にて、高田別院大門並びに新井別院本堂屋根等御修復が教区御遠忌の記念事業として位置付けられることとなりました。

それから、２０１２年には両別院の御修復について、両別院院議会において議決、同年の教区会及び教区門徒会において教区御遠忌基本計画が議決されました。２０１３年には記念事業の本調査報告をいただき、各組巡回にて御遠忌総計画案の説明をさせていただいた後、教区会及び教区門徒会において御遠忌総計画が議決され、募財が開始されました。

高田別院大門御修復工事につきましては、２０１４年10月に入札が行われ、その結果、『北野・清水組特定建設工事共同企業体』が落札となりました。そして本年３月に正式契約、この４月に着工、工事期間は２０１７年５月までの約２年となります。また、すでに新聞等でご覧になった方もいらっしゃると存じますが、このたび高田別院の本堂、大門、築地塀、鐘楼の４件が国の登録有形文化財に認定されました。歴史的文化財としても、地域の皆様から注目していただくことで、多くの皆様に別院に足を運んでいただく新たなご縁となることを期待しております。

この御修復事業が、御遠忌の一事業に止まることなく、新たな出遇いを開く機縁となり、そして先達のご苦労によってこれまでご崇敬されてきた別院が、この現代において、そして未来において、さらに聞法の場として開かれていくことが願われていると思います。

最後に、教区御遠忌懇志金は、当初の目標を上回る早さでご進納いただき、早々に目標額の５割に達しております。教区の皆様には、改めて厚く御礼申し上げます。今後も御遠忌総計画推進のために、より一層のご進納をお願い申しあげますと共に、深いご理解ご協力を賜りますよう、重ねてお願い申しあげます。

高田教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌記念事業

「高田別院山門御修復工事」概要

工事名
高田別院大門及び塀　御修復工事

工事期間
着手　２０１５（平成27）年４月１日
完成　２０１７（平成29）年５月31日

発注者
宗教法人　真宗大谷派　高田別院
代表役員　森田　成美

設計管理
合同会社　もば建築文化研究所（東京都）

施工者
北野・清水組　特定建設工事共同企業体
（長野市・上越市）

総工費
１８９，８１９，０００円
（設計管理費）　１７，０１９，０００円
（施　工　費）１７２，８００，０００円
※金額は全て税込

【施工業者紹介】

(1) 北野建設株式会社
長野県長野市県町五二四番地
善光寺三門他、国宝・重要文化財等の社寺建築の保存修復実績多数
（http://www.kitano.co.jp/）

(2) 株式会社　清水組
新潟県上越市稲田三丁目一―三

【契約締結までの経緯】

２０１４年８月
教務所長選定による入札委員会を組織

８月～10月
第１回～第４回入札委員会
・工事日程、特に入札業者決定までの日程を中心に協議。
・入札内容について、入札方法・参加条件等を協議。

10月１日
入札公告開始

10月６日
入札公募開始

10月28日
入札公募締め切り

11月
第５回入札委員会
第９回御遠忌常任委員会
・入札委員会からの経過及び応募状況（一社のみ）の報告を受け、入札実施の有無を協議。
・予定通り入札を実施することを確認。

12月10日
入　札
→北野・清水組　特定建設工事共同企業体が落札。

12月
第６回・第７回入札委員会
・契約の締結について、契約から着工までの日程についてを協議。

２０１５年１月20日
高田別院責任役員・常議員会
高田別院院議会
・施工業者、工期、契約内容について議決。

３月11日
境内地（主要建物）の模様替について宗派決裁を得る

３月31日
契約締結
→北野・清水組　特定建設工事共同企業体との間で契約締結。

なお、２０１５年４月工事開始の予定ですが、今後の日程については、次号以降、随時お伝えいたします。また、工事の内容詳細・進捗状況についても随時お伝えしてまいります。

高田別院本堂等国の登録有形文化財に認定

このたび、3月13日付で国の文化審議会答申により、高田別院大門、築地塀、本堂及び鐘楼の4件が国の登録有形文化財に認定される運びとなりましたのでお知らせいたします。
（※写真の説明は、高田別院パンフレットより）

本堂は、1951（昭和26）年に焼失後、鉄筋コンクリート、インド風の耐火建築として1959（昭和34）年に再建された。

大門は、1803（享和３）年に焼失後、1827（文政10）年に総欅造りで再建された。棟梁は竹澤志摩則行で、細部に中国の故事や十二支彫刻が施され、文化的に高く評価されている。

登録有形文化財について

建造物、工芸品、彫刻、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料などの有形の文化的所産で、我が国にとって歴史上、芸術上、学術上価値の高いものを総称して「有形文化財」と呼んでいます。このうち、建造物について国が指定する国宝・重要文化財（建造物）と国が登録する登録有形文化財（建造物）があります。

登録有形文化財は、１９９６（平成８）年10月１日に施行された文化財保護法の一部を改正する法律によって、保存及び活用についての措置が特に必要とされる文化財建造物を、文部科学大臣が文化財登録原簿に登録する「文化財登録制度」が導入されました。

この登録制度は、近年の国土開発や都市計画の進展、生活様式の変化等により、社会的評価を受けるまもなく消滅の危機に晒されている多種多様かつ大量の近代等の文化財建造物を後世に幅広く継承していくために作られたものです。届出制と指導・助言等を基本とする緩やかな保護措置を講じるもので、従来の指定制度（重要なものを厳選し、許可制等の強い規制と手厚い保護を行うもの）を補完するものです。
（※文化庁ホームページより）

鐘楼は、１８０６（文化３）年に建立され、梵鐘は１７８３（天明３）年に宮崎勘助氏の寄進による４８０貫の大鐘で、第二次世界大戦時には供出されたが、戦後埼玉県にて発見され、再び別院に返される。

部会・委員会等進捗状況

【御遠忌教化実行委員会】
第2回　期　日　2015年1月21日
第3回　期　日　2015年4月1日
御遠忌の教化事業の内容について協議。

【御遠忌行事実行委員会】
第1回　期　日　2015年2月2日
第2回　期　日　2015年3月17日
御遠忌の諸行事の内容について協議。

【御遠忌儀式法要部会】
第11回　期　日　2015年2月20日
担当業務の確認、法要日程案について協議。

【教化体制改革実行委員会】
第8回　期　日　2015年3月16日
グループにわかれ、教区及び組の教化体制の課題について協議。

【御遠忌広報実行委員会】
第17回　期　日　2015年2月25日
第18回　期　日　2015年3月30日
御遠忌通信第10号の内容について協議。

—お知らせ—

「御遠忌法要執行届（教務所備付）」について

御遠忌法要を厳修される寺院につきましては法要の一ヵ月前までに、教務所まで、執行届の提出をお願いいたします。届出いただいた寺院には、本山より祝詞と御香が交付されます。

＊＊　完納御礼　＊＊

高田教区宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌懇志金を御進納いただき誠にありがとうございます。ここに、御完納いただきました御寺院名を御披露し、御礼にかえさせていただきます。

第2組
乗雲寺

第4組
宗専寺　持専寺　願淨寺

第5組
善正寺　信光寺

第6組
常榮寺　善福寺

第11組
一念寺

第12組
光善寺

第13組
聞名寺

（2015年1月1日～3月31日）

以上11ヵ寺

なお、右記を含め2015年3月31日現在の御完納寺院は136ヵ寺でございます。またそれ以外にも100ヵ寺から懇志金を御進納いただいており、収納総額は1億3797万3700円（御依頼額の55・3％）です。

ひと休み

▼昨年起こった邦人人質事件を受けて波及した「自己責任」という言葉に違和感を抱いていた。この言葉が使われだしたのは、2003年のイラク日本人人質事件くらいからだといわれている。それ以降、海外でのジャーナリストの行動以外にも日常的に広くこの言葉が使われているように思う▼そもそも人は責任を取るということができるのであろうか。人間は一人で生きてはいない。一人で生きてきた、生きているという人がいれば驕りというものだろう▼関係性を生きている私たちの日常生活は、取りたくても取れない責任を負うことにもなり、一生かかっても償えない傷みや苦しみを他人に与え、自らも背負う。そして償うということもまた一人ではできない▼自己責任という言葉は、問題を一人の人間に閉じ込め、自分を安全な高みに置いて人を裁き、自分がどこで生きているのかを見失っている私たちの在り方そのものから生まれ出た言葉ではないだろうか。

（豊島　信）

【表紙題字】豊島　信